

坂井市における 包括的な支援体制のガバナンス

坂井市役所 福祉総務課
生活保護査察指導員 間海洋一郎

福井県坂井市 2020.11.1現在

人口 90,560人
世帯数 32,332世帯
面積 209.67km²
高齢化率 28.4%
保護率 0.20%



2040年になると
人口 75,530人
高齢化率 36.6%



- (高齢) 地域包括支援センター 委託4か所
- (障害) 相談支援センター 基幹1か所 委託2か所
- (子ども) 子育て世代包括支援センター 1か所
- (困窮) 自立支援機関 直営+委託 1か所
- (地域) まちづくり協議会 23拠点



坂井市 福祉分野相談体制

○高齢者福祉 (地域包括支援センター)

65歳以上 25,815人
75歳以上 13,058人
要支援 797人
要介護 3,565人
認定率 17.0%

高齢福祉課

【地区センターの役割】
担当圏域内の包括的支援業務、指定介護予防業務、その他業務の適切かつ円滑な実施

【高齢福祉課の役割】
地区センター間の総合調整、地区センターの後方支援、地域ケア推進会議の開催等

担当エリア:4つの日常圏域ごとに、地域包括を1か所設置(委託先:社福法人、医療法人)

地区地域包括支援センター

居宅支援事業所
(ケアマネジャー)

○障害者福祉 (基幹相談支援センター等)

障害者手帳 身体 3,579人
療育 743人
精神 795人
自立支援医療 1,639人
障害福祉サービス利用774人

基幹 相談支援 センター

障害者相談
支援事業所
(委託相談事業所)

特定相談支援事業所・
障害児相談支援事業所



	~H29	H30	H31(RI)
障害者相談支援事業所	2か所	2か所	3か所 坂井市 2か所(三・春・丸・坂) あわら市 1か所
基幹相談支援センター (坂井市・あわら市全域)			1か所 坂井市・あわら市全域

○生活困窮者支援 (自立相談支援機関)

新規相談受付件数 201人(RI年度)
生活保護世帯 165世帯

福祉総合相談室

生活保護と生活困窮者支援を一体的に実施

生活保護

委託先:市社協

自立相談支援機関
(自立相談支援事業)

社協から専門職3名が出向

家計改善支援事業

社協から専門職1名が出向

委託先:社会福祉法人(障害福祉)

就労準備支援事業

専門職1名が出向

連携

連携

連携

三国・福井
ハローワーク

生活保護受給者等
就労自立促進事業

市社協

生活福祉資金貸付
日常生活自立支援事業
生活たすけあい事業

相談支援機関

就労支援機関

庁内連携

○子ども・子育て家庭 (子育て世代包括支援センター等)

児童虐待通報 56件(RI年度)
要保護対応世帯72世帯(RI年度)

子育て世代包括支援センター

母子保健
(健康増進課)

利用者支援
(子ども福祉課)

母子保健事業
子育て支援事業

連絡調整
関係機関

一体的に支援を実施

子ども家庭
総合支援拠点

子育て相談

ひとり親相談
女性相談

役割分担・連携を図りつつ、
協働して支援を実施

児童相談所

要保護児童対策
地域協議会

市民

障害担当課

地域包括支援
センター

障害相談員

生活保護のケースワーク
と
なんでも相談

水道課

納税係

市営住宅課

介護と障害

介護

障害

病気

母子家庭

ひきこもり

住まい

住まい

借金

虐待

税滞納

生活保護ケースワーカー
自立相談支援機関の相談員
を兼務 (3人で)



多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するために

① 生活困窮者自立支援事業の強化

- ・職員増員の検討
- ・就労準備支援事業や家計改善支援事業の任意事業の実施

② 相談支援包括化推進員の配置の検討

- ・直営型
福祉総合相談室（生活保護制度と生活困窮者自立相談支援事業を担当）に配置
市役所庁内の部署との調整機能の強化
- ・生活保護事業や生活困窮自立相談支援事業を経験した専門職の配置

③ 相談支援包括化推進を検討する機会づくり

- ・坂井市相談支援包括化推進会議（すべての相談機関が一堂に介する場）の設置

坂井市相談支援包括化推進会議 委員構成

区分	備考(所属等)	加入年度
学識経験者	福井県立大学看護福祉学部 教授(高齢福祉分野)	H29~
//	福井県立大学看護福祉学部 講師(障害福祉分野)	H29~
介護	高齢福祉課(基幹型地域包括支援センター)	H29~
高齢福祉	高齢福祉課(生活支援体制整備担当)	H29~
障害福祉	社会福祉課	H29~
児童福祉・子育て支援	子育て支援課	H30~
健康増進	健康増進課	H30~
生活保護	福祉総合相談室(生活保護CW)	H29~
生活困窮	福祉総合相談室(坂井市社会福祉協議会)	H29~
税・税外債権	納税課・税外債権室	H31~
住まい	都市計画課(市営住宅担当)	H31~
子どもの教育	学校教育課	H31~
ライフライン	上下水道課	H31~
消費生活	市民生活課	H31~
医療保険・年金	保険年金課	H31~
医療	坂井市立三国病院	H31~
地域力強化	社会福祉課	H29~
地域福祉	社会福祉協議会	H29~
相談支援機関(介護)	各地区包括支援センター	H29~
相談支援機関(障害)	基幹型障害支援センター・障害者相談支援事業所	H29~

平成29年度坂井市相談支援包括化会議

回次	内容
研修	○基調研修会 講演 「我が事・丸ごと」の地域づくりと 多機関協働による包括的支援体制について 同志社大学大学院・社会学研究科教授 上野谷 加代子氏
第1回	①坂井市相談支援包括化推進基調講演会の報告 ②多機関協働による包括的支援体制構築事業説明 ③今後のスケジュール予定 ④多機関による事例検討
第2回	各担当分野別グループワークによる事例検討 事例 「8050+障害+困窮」世帯 ねらい ・分野別の見立ての特徴とは ・世帯全体の課題を受け止める視点とは
第3回	検討過程 1 知りたいこと・気になること 2 その人らしく、その人が望む生活を継続していく ための前提条件
第4回	3 世帯のストレングスと総合的な支援方針
第5回	①報告書（案） ②中間とりまとめ ・総合相談の在り方 ・連携ルール ・コーディネーターの配置 ・相談支援シートの開発



まとめ

多機関で検討する新たな事例検討会議を設置
相談支援包括化推進員は、会議のコーディネーター

各相談機関と協働で“包括的”な相談体制を構築

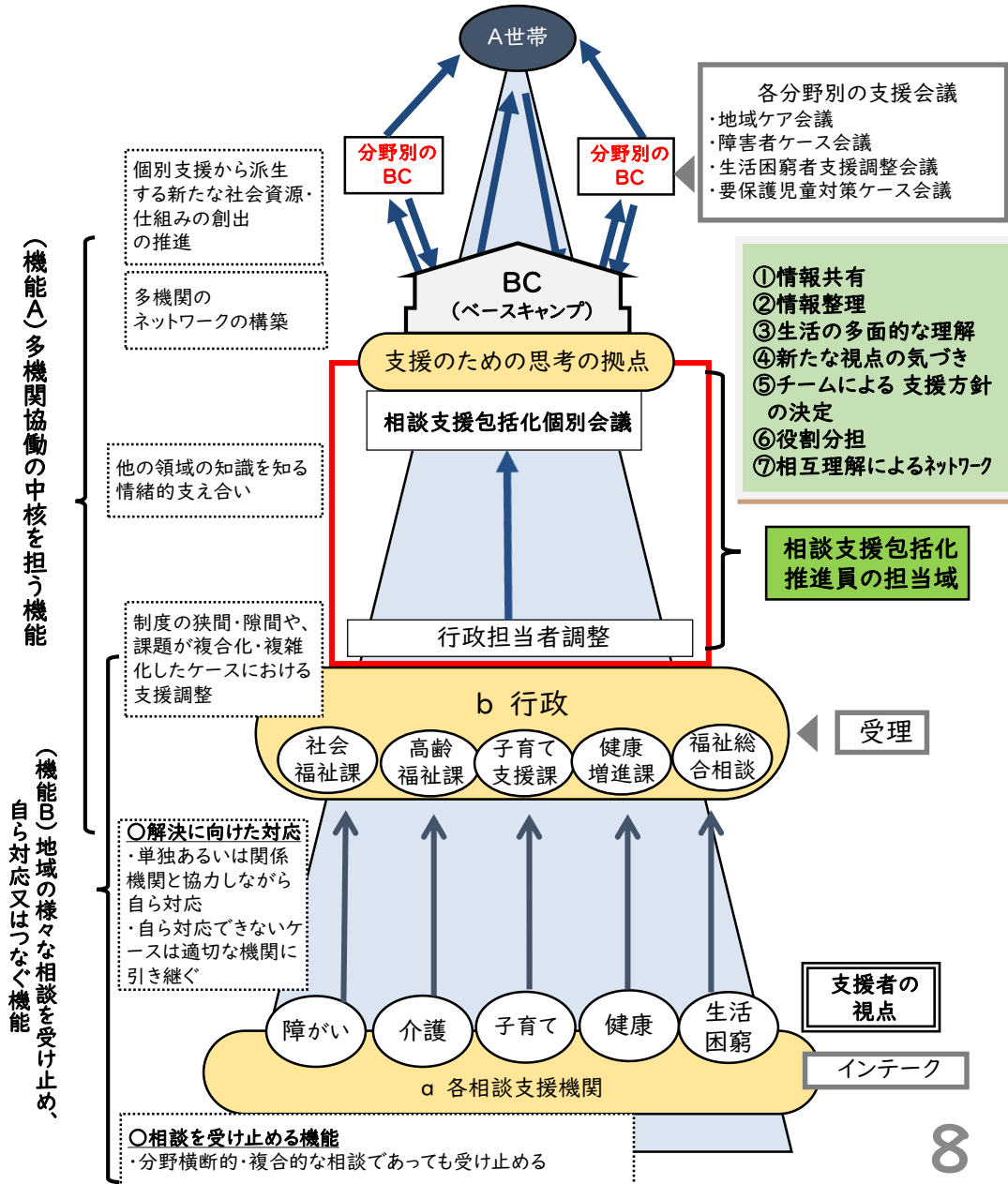
- 相談支援体制の基本は、相談窓口で相談を受ける際に、各分野の支援者の視点をしっかり持つ。
- 各相談支援機関において、「丸ごと」受け止められるよう、インテークをしっかりと行う。
- 解決できない複合的な課題については、インテーク・アセスメントを振り返り、多機関で課題と支援方針を整理する。
- 各担当する分野の制度の垣根を外して検討する。
- 継続できる体制づくり



★既存の会議体で解決できない課題を多機関で検討する相談支援包括化個別議の設置

★多機関で検討する会議のコーディネーターとして「相談支援包括化推進員」を位置づける

★ワンストップでなく連携型



平成30年度坂井市相談支援包括化会議

回次	内容
研修1	坂井市相談支援包括化推進会議 中間報告会
研修2	講演 「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制と生活困窮者自立支援法の改正について」 講師 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官 鏑木 奈津子 氏
第1回	H30年度相談支援包括化推進会議について 連携したいケースについての意見交換
第2回	グループワーク 「アセスメントをもとに制度の狭間や複合課題を検討」
第3回	実際のケースを使用し相談支援包括化個別会議を検証1
第4回	実際のケースを使用し相談支援包括化個別会議を検証2
研修3	「子ども家庭支援の連携」 講師 福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課 課長 芝 康弘 氏
研修4	「相談支援・連携・協働をよりよいものにするために」 講師 明治学院大学社会学部 社会福祉学科 教授 新保 美香 氏
第5回	①相談支援包括化個別会議の実績について ②相談支援包括化個別会議の流れとルールについて ③多機関協働による相談体制のイメージ図 ④既存の会議体（個別ケース会議）の整理
第6回	坂井市相談支援包括化推進会議最終報告書の検討

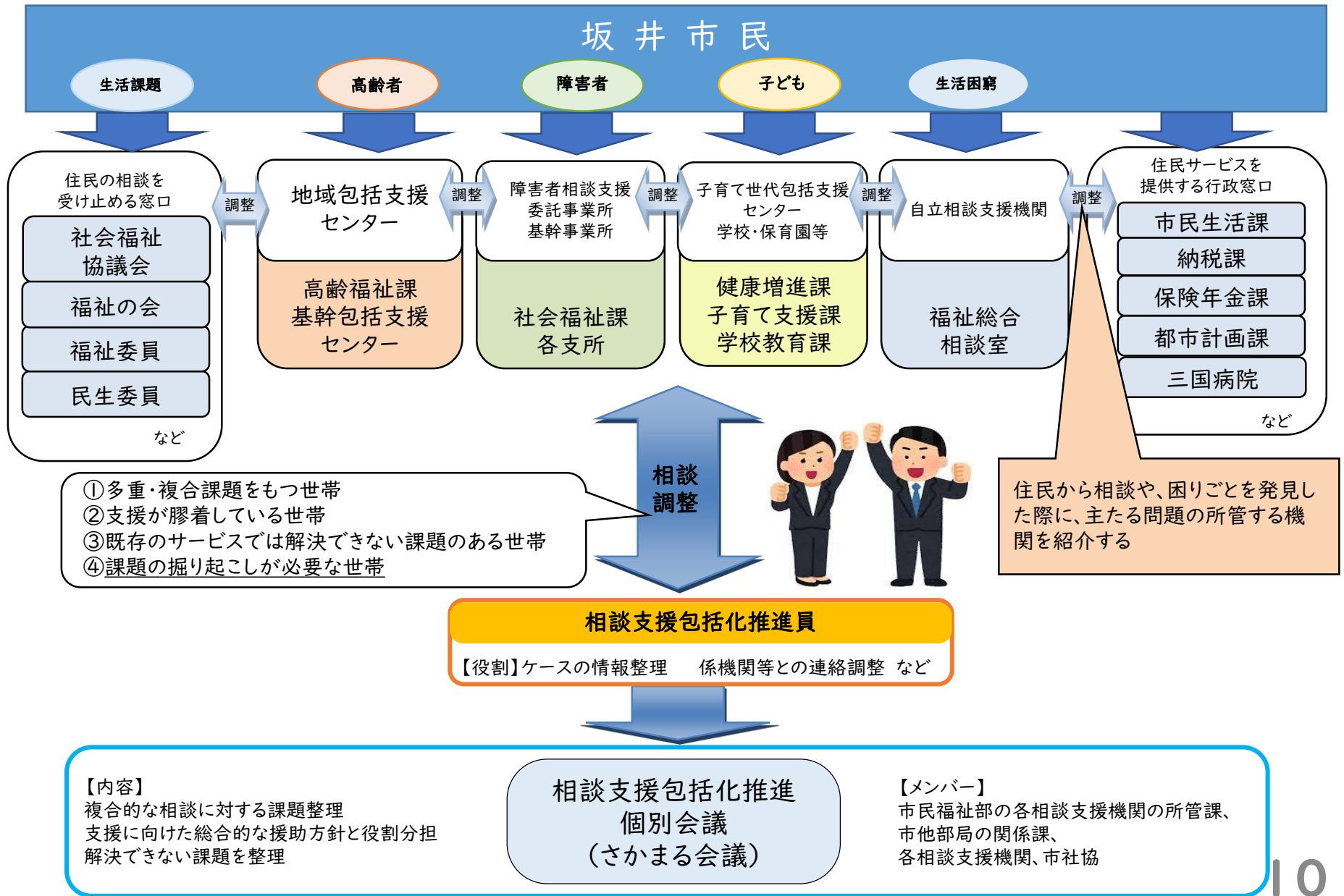


まとめ

個別会議（さかまる会議）のルール化

さかい市民の相談をまるごと受け止める会議

坂井市の包括的支援体制 基本的な考え方



さかまる会議の進め方

ルール	内容
法的根拠	生活困窮者自立支援法第9条(支援会議) →要綱改正を予定(社会福祉法第106条の6支援会議に根拠替え) 坂井市相談支援包括化推進会議設置要綱
会議の日と開催時間	定例開催 月2回 90分/事例 第2第4火曜日の午前(一部9:00~10:30 二部10:30~12:00)
会議の開催動機	多重・複合課題をもつ世帯について、支援機関が「困ったとき」で、支援機関だけでは解決できない課題があるとき
メンバー	<ul style="list-style-type: none">1. 福祉分野の行政担当課<ul style="list-style-type: none">①社会福祉課(障害福祉係)②基幹型包括支援センター③健康長寿課(母子保健係)④子育て支援課⑤福祉総合相談室(生活保護係)⑥自立相談支援機関2. 市社協(地域力事業係)3. 行政内の関係課(紹介担当課と相談支援包括化推進員で協議)4. 各課が所管する相談支援機関(行政担当課がケースに応じて参加依頼) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">担当係を固定</div>

毎回 **15** 名程度が参加

制度や対象者の枠をはずして検討する 2つの会議体

さかい市民の相談をまるごと受け止める会議

	坂井市相談支援包括化推進会議	個別会議 (愛称:さかまる会議)
対象	相談支援体制	ケース
目的	<ul style="list-style-type: none"> ①各相談機関の業務内容の理解 ②相談支援の包括化を図るための各相談支援機関との具体的な連携方法 ③個別会議から明らかとなった地域住民が抱える福祉ニーズの把握 ④地域に不足する社会資源の創出への機会 	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関の情報共有 ②情報の整理と課題の明確化 ③生活の多面的な理解 ④新たな視点の気づき ⑤チームによる支援方針の決定 ⑥役割分担 ⑦相互理解によるネットワーク

令和元年度坂井市相談支援包括化会議

回次	内容
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ①多機関協働による包括的支援体制構築事業とこれまでの坂井市相談支援包括化推進会議 ②さかまる会議の実績報告とルールの説明 ③グループワーク（連携心得をつくろう）
研修	<p>「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 小野 博史 氏</p> <p>地域共生社会の創出に向けたソーシャルワークの展開 同志社大学大学院 社会学研究科教授 上野谷 加代子 氏</p>
アンケート実施	<p>さかまる会議について 相談業務について</p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; background-color: #d9ead3;"> <p>福祉相談を受ける市職員 相談業務委託先職員 の全員</p> </div>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ①さかまる会議のアンケートの結果報告 ②グループワーク（さかまる会議を実のある会議にするために）
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ①さかまる会議の実績報告 ②グループワーク（さかまる会議から気づいたこと）
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ①事業のふりかえり ②さかまる会議の実績報告 ③来年度の坂井市相談支援包括化推進会議について検討



まとめ

個別会議（さかまる会議）の効果検証

さかまる会議 6つの機能

① 対象者への支援

・制度の狭間・隙間や課題が複合化・複雑化した対象者を様々な機関から知恵を出し合うことにより、新たな発想が生まれ、支援のきっかけを作ることができる。

② ネットワークの構築

・定期的に困難な課題に取り組むことにより、問題解決に向かう意識が醸成される。行政職員や相談に携わる職員の信頼関係が構築がすすみ、支援の連携を行うことがスムーズになる。

③ 予防的な視点

・まだ支援に関わっていない機関が、情報を事前に得ることにより、支援対象が実際に関わることになった場合に、迅速に支援を提供することができる。

さかまる会議 6つの機能

④ 職員のスキルアップ

・幅広い分野の職員が一同に会して、様々な見立てや支援策を聞くことにより、**行政職員や相談に携わる職員のレベルアップ**につながり、**幅広い知識を持った人材を育成**することができる。

⑤ 支援手法の開発や蓄積

・多様な分野の参加者が様々な視点から意見をもらう、**新たな発想による支援方法**が生まれる。そのノウハウを蓄積することにより、**同様の困難事例への対応**が速やかにできる。

⑥ 支援員の負担軽減

・支援に携わる機関が、世帯の課題が複雑で支援に行き詰まったり、様々な分野の職員との連携が必要になったりした場合に、**課題の整理や役割分担**を支援することができる。

令和2年度坂井市相談支援包括化会議

回次	内容
第1回	①多機関協働による包括的支援体制構築事業とこれまでの坂井市相談支援包括化推進会議 ②さかまる会議のルールの説明 ③グループワーク（包括的な相談支援体制に必要なもの）
第2回	①ひきこもり連絡会について ②グループワーク（市職員や専門職が地域と連携できること）
第3回	①中核機関についての報告 ②グループワーク（包括的な相談支援体制を充実させるために、今後に取り組むべきこと）
研修	居住支援について国の動向 国土交通省 安心居住推進課 田代 洋介氏 居住支援法人としてのとりくみ 丸岡土地開発 代表取締役 下田 重朗氏 坂井市における居住支援についての調査研究 東海大学 工学部建築学科 特任准教授 後藤 純氏
第4回	①事業のふりかえり ②福祉保健総合計画及び地域福祉計画について ③重層的支援体制整備事業について



意見を集約し
地域福祉計画に反映

- ・グループワークの人数を制限
- ・アクリル板を設置
- ・ZOOMの活用



令和3年度より重層的支援体制整備事業へ

第3次福祉保健総合計画の策定

○第3次福祉保健総合計画は、市の福祉保健に関わる基本方針を示すとともに、高齢・介護、障がい、健康、成年後見、自殺対策、地域福祉に関する個別計画を一冊にまとめる。

総合計画（基本構想、基本計画）

まち・ひと・しごと創生総合戦略

整合・統合

整合・統合

第3次福祉保健総合計画

整合・統合

市その他の計画

連携

介護保険
事業計画

【介護保険法】

障がい者福祉
計画・障がい
児福祉計画

【障害者総合支援
法・児童福祉法】

子ども子育て
支援事業計画

【子ども・子育て支援法】

成年後見
利用促進
計画

【成年後見利
用促進法】

その他
福祉保
健関連
計画

高齢者福祉計画
【老人福祉法、
介護保険法】

障がい者計画

【障害者基本法】

食育推進
計画

【食育基本法】

自殺対策
計画

【自殺対策
基本法】

健康21計画（健康増進計画）

【健康増進法】

重層的支援体制整備事業実施計画

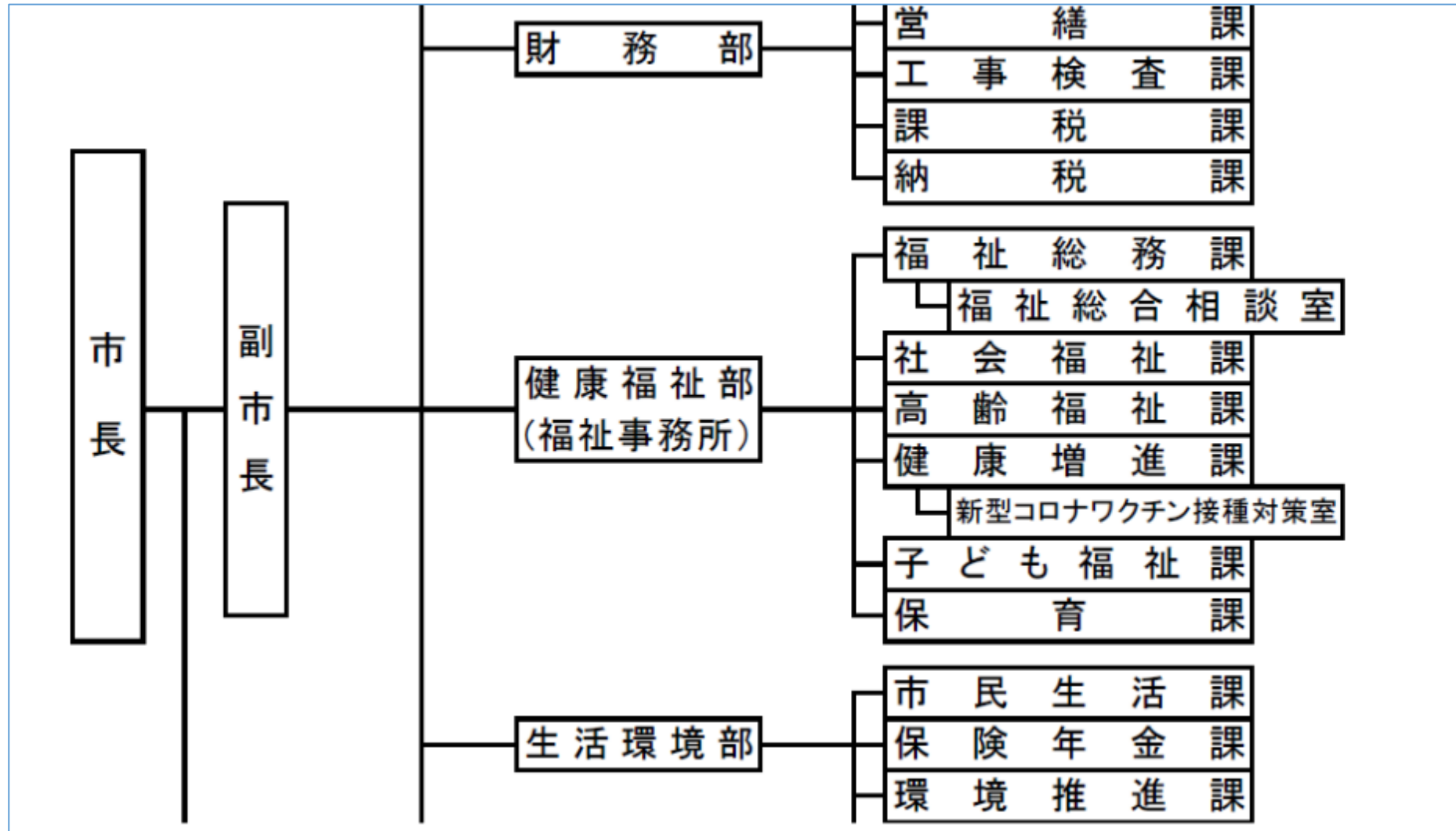
地域福祉計画

【社会福祉法、生活困窮者自立支援法】

連携・連動

地域福祉活動計画【社会福祉協議会計画「第3次かたいけのプラン」】

坂井市組織図（抜粋） 令和3年4月



重層的支援体制整備推進会議体制（案）

坂井市地域共生社会推進会議

- ①福祉保健総合計画の進捗確認 ②重点事業である重層的支援体制整備事業の進捗確認 ③その他福祉政策に関すること（審議会機能）

各計画や施策等と重層的支援体制整備事業推進会議を、部事務局を中心に一体的に推進することで、各施策が幾重にも重なった体制を整備する。

分野を横断するもの

重層的支援体制整備事業推進会議

- ・相談支援体制の評価、強化推進
- ・各分野に横断的にまたがる課題の検討
- ・重層的支援体制整備事業のPDCA
- ・地域づくりの推進・課題別協議のPDCA
- ・関係機関等のスキルアップ研修 etc

学識
健康福祉部
関係部局
委託機関

①相談支援体制WG

健康福祉部+委託機関

・これまで国モデル事業（多機関協働事業）において構築してきた、「どの窓口でも相談をうけとめる体制整備」をさらに推進

②地域づくりWG

健康福祉部+社協+まち課

- ・コミセン単位で地域の課題を見える化
- ・共生のまちづくり、参加支援事業を推進

吸い上げ、分析等

重層的支援会議

対象者を限定しない個別会議

さかまる会議（定例）

支援会議（社会福祉法第106条の6）、各機関等が抱える困難ケースに対応するための事例検討や情報共有、支援プランの作成を行う。

参加支援・アウトリーチ会議（随時）

参加支援事業及びアウトリーチ事業活用検討する。

部事務局

健康福祉部各課参事、補佐等で構成

各分野の課題の把握、重層的支援体制整備事業推進会議の企画立案、地域共生社会推進会議の運営など

報告

課題別の協議会の例

- ・ひきこもり支援連絡会
 - ・権利擁護（中核機関）
 - ・居住支援協議会
 - ・子どもの貧困
 - ・孤独・孤立
 - ・ヤングケアラー etc
- これら以外にも、顕在化してくる可能性がある。

課題として挙げられたものを検討

参画

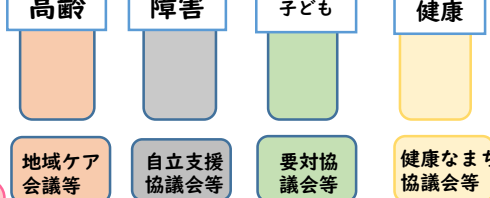
【各種関連計画の関係イメージ図】

①福祉保健総合計画

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉
その他の福祉各分野の共通的事項

包括的支援体制の整備に関する事項

②重層的支援体制整備事業
実施計画



各分野個別の事項

各分野における課題を検討するもの

持続可能な地域共生社会の実現をめざして

- 既存の仕組み（専門性）を活かしつつ、それぞれが役割を少し広げ「のりしろ」を出し合うことで狭間を埋め、断らない・取り残さない、持続可能な地域共生社会の実現を目指す。
- 地域住民主体の活動を支援し、ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）やまちづくり協議会など身近な拠点において、体制整備を推進。

重層的支援体制整備事業

◎包括的相談支援事業

○既存の仕組みを活かし、どの相談窓口においても、住民から相談を受け止められるよう、各分野の相談支援機関が断らない相談支援を実施するとともに、**多機関協働事業と一体的に整備。**

◎多機関協働事業

○複雑・複合課題があった場合、**相談支援包括化推進員**（多機関協働事業者（直営））が、各相談支援機関から相談を受け、各機関同士のコーディネーターとして調整（個別ケースは持たない）、各機関が同一の認識のもと、役割を分担するための会議（さかまる会議）を開催。

◎アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

障がい系の社福法人に委託し、福祉総務課に支援員を配置。
 ・義務教育終了後の若者であって、何らかの困難を抱えている者・世帯
 ・障がい受容がない者への信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけ
 等、既存の機関だけでは関わりにくいケースにつながり、日頃からの重層的支援体制のもと各相談支援事業所と良好な関係性を構築しつつ適切な機関へつないでいく。

◎参加支援事業

○社会福祉協議会に委託し、**福祉総務課および社会福祉協議会にそれぞれ参加支援コーディネーターを配置**。包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ事業で把握した個別ケースに介入し、地域共生のまちづくり事業と協働しつつ、参加支援をコーディネート。
 【事例】アウトリーチ支援員から参加支援コーディネーターにつながった、発達障がいかつ狭義のひきこもり状態にある方の参加を支援するため、地域のボランティア団体に働きかけ特性や環境について勉強会等を企画、本人と調整のうえ、ボランティア活動を支援。

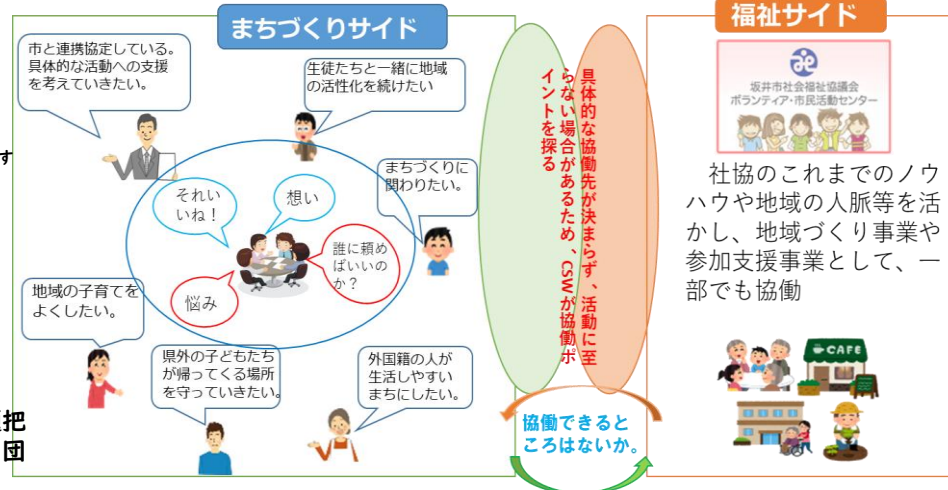
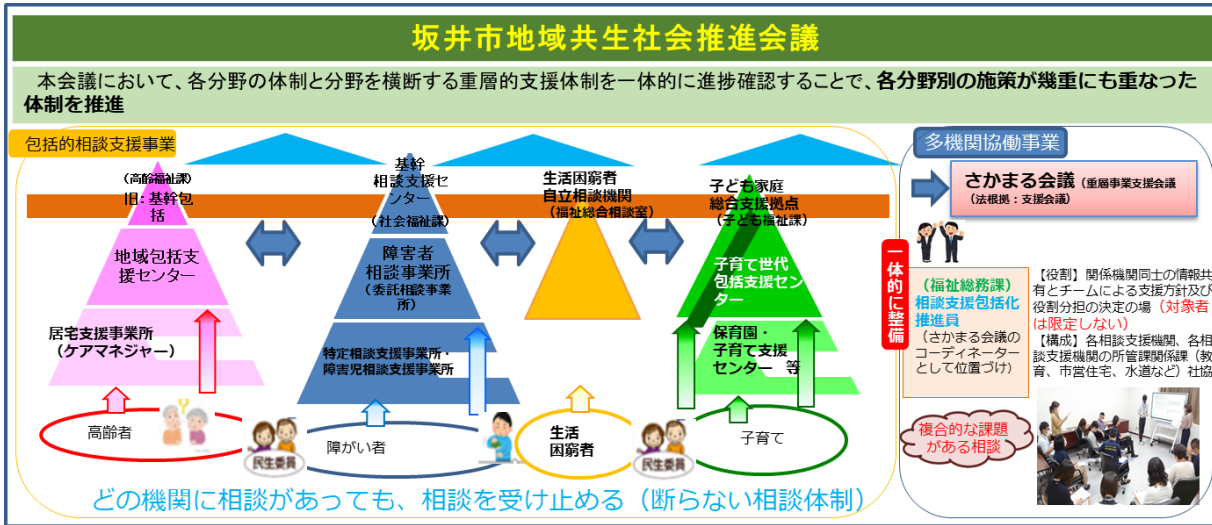


参加支援
コーディネーター



◎地域共生のまちづくり事業（地域づくり事業）

○社会福祉協議会に委託して、**コミュニティソーシャルワーカー（CSW）**を配置
 ・地域住民による見守り、発見、つながりのセーフティネット体制づくりを支援。
 ・『ふくしの会（民生委員・福祉委員・区長で構成）』の見守り強化と地域の課題把握から課題解決を試みる手法を検証。そのうえで、まちづくり協議会やまちづくり団体等との連携方法などを検討。



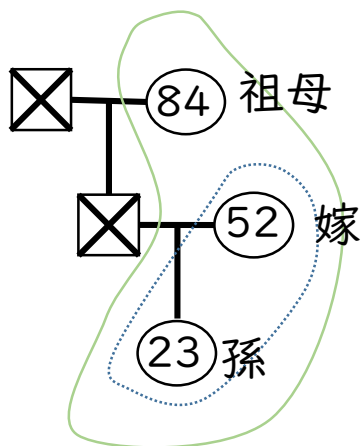
參考資料

さかまる会議 心得

- 第一条 情報不足と感ずても、会議に挙げるべし。
- 第二条 会議開催の連絡があったら、「必ず参加します」言うべし。
- 第三条 会議のはじめに目的を共有するべし。
- 第四条 支援者のしんどさを共有するべし。
- 第五条 メンバーから聞かれて、わからないことは、「わからない」と伝え、メンバーは責めるべからず。(必要な情報収集は、その会議で内容と役割分担を決める)
- 第六条 質問は、質問の前に意図を伝えるべし。
- 第七条 他の機関の意見を否定するべからず。
- 第八条 自分の担当の役割、会議メンバーの担当の役割にこだわらず、積極的に発言するべし。
- 第九条 守秘義務を徹底するべし。
- 第十条 生活者・QOLの重視、エンパワメント(利用者自身による問題解決)、支援対象者の主体性を尊重するべし。
- 第十一条 制度に捉われない支援の方法を考えるべし。

さかまる会議の実際 事例：基幹包括からの案件

世帯状況



孫世帯は市営住宅で暮らしてきたが、家賃は滞納、部屋はゴミ屋敷となったまま、祖母の家に転居してきた。
嫁はスーパーで仕事をしていましたが脳梗塞となり、入院している。
孫は定時制高校卒業後、仕事が長続きせず、現在も無職。



参加した機関	担当
子育て支援課	子育て支援
社会福祉課	障害福祉
健康増進課	健康増進
自立相談支援機関	困窮者支援
基幹包括支援センター	介護
地域包括支援センター	介護
社会福祉協議会	地域福祉
上下水道課	水道料金
保険年金課	国民健康保険
都市計画課	市営住宅
税外債権管理室	滞納処理
福祉総合相談室	生活保護
相談支援包括化推進員	

役割分担

基幹包括支援センター	病院の地域医療連携室と連携して、嫁の病状等を支援の必要性を確認する。
地区包括支援センター	病状に応じて、退院カンファレンスに参加。地域ケア個別会議の開催。
税外債権管理室	水道料金、市営住宅家賃、国保税、軽自動車税の滞納についての調整。
都市計画課	連帯保証人に、ゴミ屋敷、滞納の件について相談する。
自立相談支援機関	地域ケア個別会議に参加。孫に対しての就労準備支援事業利用等の就労支援を検討。
社会福祉課	病状に応じて、退院カンファレンス、地域ケア個別会議に参加。

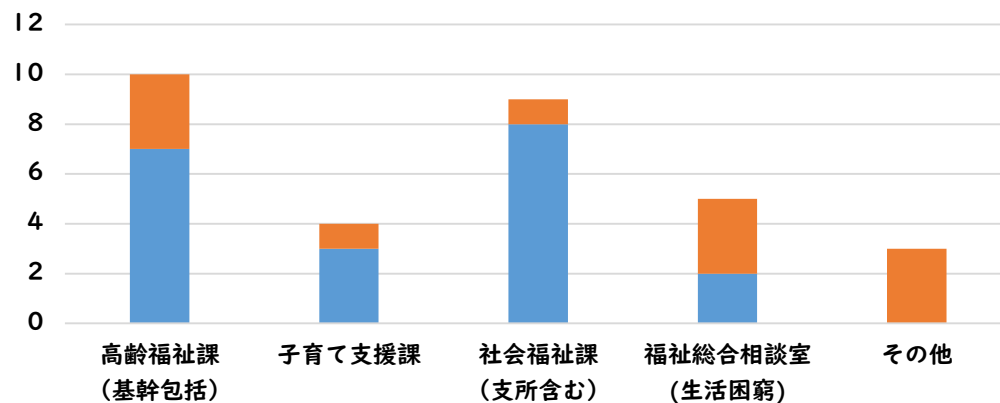
さかまる会議実施状況

H31年4月～R3年1月

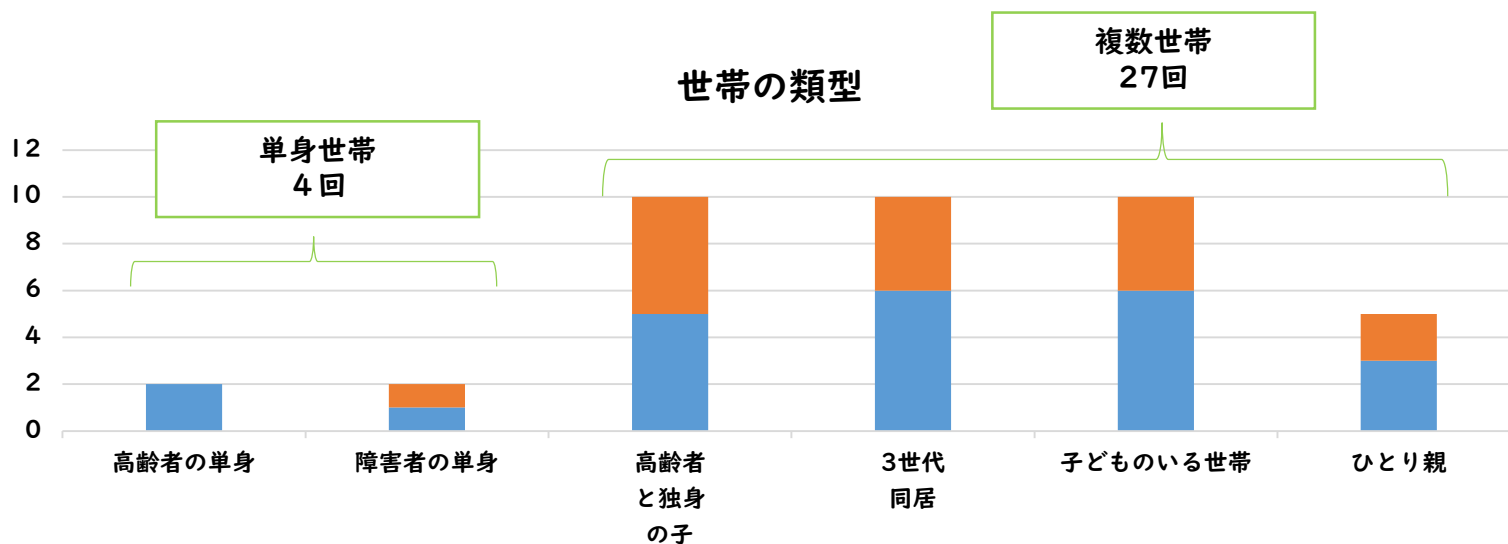
会議回数	31回
実世帯数	27世帯

のべ参加数	437人
平均参加者	14.1人

事例提供の分野



世帯の類型

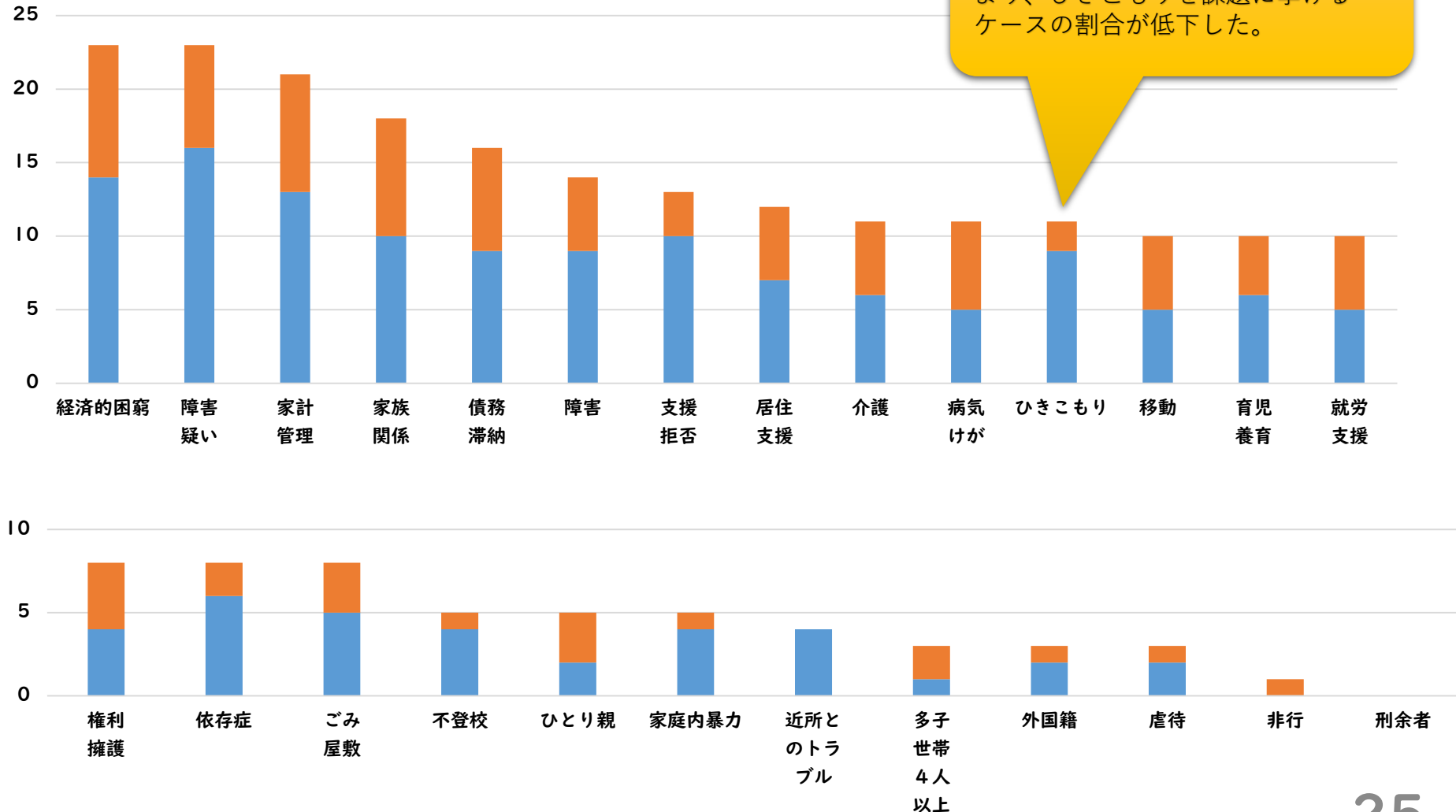


さかまる会議集計結果

相談時の課題数の平均	8.6ヶ
最大	15ヶ
最小	4ヶ

相談時の課題

アウトリーチ支援を導入したことにより、ひきこもりを課題に挙げるケースの割合が低下した。



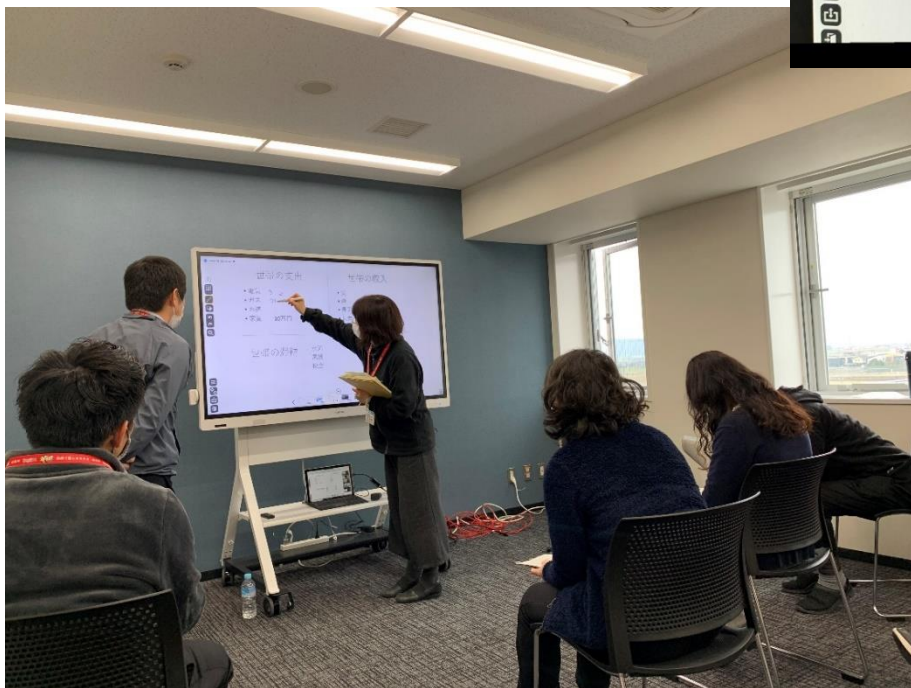
デジタルホワイトボードを活用した遠隔カンファレンス



2021-02-26 14:38

世帯の支出	世帯の収入
<ul style="list-style-type: none"> 電気 3~4万 ガス 3万 水道 22000円 家賃 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> 父 母 長男 長女
<p>4~5万円 車 合計 20万</p>	<p>20年前も ない 200万</p>

世帯の滞納	水道	電気
家賃		ガス
税金		借金



のトラブル □ 24 連絡 □ 25 別添

ながら、設計師の自営業をしているが安定した収入がない。長女が引きこもりになりまもが、契約社員と安定し難い状態で収入も低い。長男の相談を受けていたが、生活が苦しい。生活に手が付けられない(住居費)の検討を行う。主の生活は、携帯電話の資金調達で(収入バランスがとれていないため改善するよう助言。債務整理についての情報提供も)に所属を求められる。(宮永主任相談員、藤野家計改善支援員両名) 家計確認と資料の平均「ポイント」あり。現在の自営業収入を減らすことで収入減。家計状況は総支出20,000円(食費30万円)あり。現在の自営業収入を減らすことで収入減。家計状況は総支出20,000円(食費30万円)あり。現在の自営業収入を減らすことで収入減。家計状況は総支出20,000円(食費30万円)あり。

(収入バランスがとれていないため改善するよう助言。債務整理についての情報提供も)に所属を求められる。(宮永主任相談員、藤野家計改善支援員両名) 家計確認と資料の平均「ポイント」あり。現在の自営業収入を減らすことで収入減。家計状況は総支出20,000円(食費30万円)あり。現在の自営業収入を減らすことで収入減。家計状況は総支出20,000円(食費30万円)あり。

で申請不可。事業資金としては日本政策金融公庫を勧める。自己破産についても触れるがそれが回復すると見込んでいます。家計改善については見直す気がない様子。(藤野相談員から) 通知により申請が可能となったため主に留意。申請を希望されたため破産者にまでならないように説明。必要となる書類で「賃貸契約書」がなかったため、準備ができていないことを指摘して対応。収入状況確認「要」の判定。申請受付、4/5月分/月給3000円の母・長女・妻の保証が安定しないことでコロナ特例給付金支給の要件を満たして、会社で申請されたため回復してもらったことになる。収支が世帯として20万円以上の収支を確保する必要がある。長男が「収入が不安定なため」を理由に申請したため家計支援について

